

新型コロナウイルス感染症に関する町の独自支援等について

新型コロナウイルス感染症による影響が本町においても出ています。国や県の施策と併せ、下記のとおり町独自の対応による支援も行い、町民の皆さまの負担が少しでも軽減されるよう取り組みます。

今回の独自支援策のタイミングとしては、5月は国民1人につき10万円の特別定額給付金、6月は年金支給と児童手当支給(加算分1万円含む)、そして7月に町独自の支援策を展開し、切れ目のない支援を行うものです。

なお、今回は緊急を要する支援策として実施しますが、今後も町の状況を見極めるとともに、現在、商工会等が行っている事業者向けのアンケート調査の結果等も踏まえ、引き続き支援策を実施してまいります。

①子育て独自給付金

臨時休校・臨時休園などで家庭の負担が重くなっている子育て世帯への経済支援策として給付金を支給します。

【対象】平成14年4月2日から令和2年4月27日までに生まれた子、かつ、令和2年4月27日時点で聖籠町に住民登録のある方一人につき5000円を、保護者世帯に対し給付します。

【給付時期】7月予定

【手続き】特別定額給付金のお知らせにあわせて案内文を同封します。該当世帯は申請が必要となります。

お問い合わせ 総合政策課 ☎27-2111 (内線262)

②高齢者独自給付金

新型コロナウイルスの感染予防として、マスクの着用や手洗いは基本の対策となります。また、罹患しても約8割の方は軽症で経過しますが、高齢者については重症化するリスクが高いことが報告されています。これらのことから、マスク購入など感染予防に係る費用負担の軽減を目的として給付金の支給を行います。

【対象】昭和21年4月1日以前に生まれた方、かつ、令和2年4月27日時点で聖籠町に住民登録のある方一人につき、5000円を給付します。

【給付時期】7月予定

【手続き】5月中旬以降に、ご案内を送付します。

お問い合わせ 長寿支援課 (町保健福祉センター内) ☎20-7433

③水道料金・下水道使用料の減免

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている町内の中小企業者および小規模事業者に対して、事業の継続を支えるため水道料金・下水道使用料の減免を実施します。

【対象】中小企業者または小規模事業者(町内に事業所を置く事業者)

【条件】①県の休業要請に応じた場合 ②売上が減収した場合 ※①、②のいずれかに該当する場合

【期間】5月使用分～6月使用分

※申請方法、減免率などの詳細は、改めてお知らせします。

お問い合わせ 上下水道課 (上水道管理棟内) ☎27-5141

④町税の徴収猶予や減免

町税の徴収猶予や減免など、詳細については、国の施策が確定次第、町として検討のうえ、お知らせします。

お問い合わせ 税務課 ☎27-2111 (内線141)

◆検討中の支援策

①小中学校での休校中の遠隔授業の準備

臨時休校による授業の遅れを少しでも解消できるよう、主な教科について数分程度の授業動画を学校から配信して家庭などで学習ができるよう準備を進めています。

お問い合わせ 子ども教育課 ☎27-2111 (内線304)

②教育ICT環境整備を加速させるため児童生徒1人1台端末の早期整備

新型コロナウイルス感染症対策がさらに長期化する可能性があることを想定し、臨時休校中での遠隔授業をより円滑に進めるため、国が進めるGIGAスクール構想により児童生徒1人に1台の端末整備の年次計画を前倒しして、本年度での一括整備を検討しています。

お問い合わせ 子ども教育課 ☎27-2111 (内線303)

③農産物販売促進緊急支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、サクランボなど農産物の売り上げ減少等が発生した場合、減収農家を対象に、販売促進(PRなど)支援を検討しています。(関係機関と協議中)

お問い合わせ 産業観光課 ☎27-2111 (内線124)

中小企業者の皆さまへ：ゴールデンウィーク中の融資のご相談は、役場にお電話ください。

国が実施する「特別定額給付金」について

町では、国が実施する「特別定額給付金」国民一人10万円の給付に関する申請書を5月上旬に発送し、返送いただいた申請内容を審査の上、**5月末**までに世帯主名義の口座に振込む予定としています。

なお、給付対象は聖籠町に住民登録があることが要件となりますが、特別の事情(DV避難者等)により住民登録ができない方は4月30日までに総合政策課☎27-2111(内線262、264)までお問い合わせください。

特別定額給付金を装った詐欺にご注意ください！

- 市区町村や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

不審に感じたら、町消費生活相談センター(☎27-1958)や警察署にご連絡ください。

◆◆◆手作りマスクの寄附をお願いします◆◆◆

新型コロナウイルス感染症の影響でマスクの入手が困難な状況となっています。

町では、この感染症がいつまで続くか見通せない厳しい状況から、学校など教育施設をはじめとした公共施設への手作りマスクの寄附を町民の皆さんにお願いします。

町民一丸となって新型コロナウイルスから聖籠町を守りましょう。

お問い合わせ 総合政策課 ☎27-2111 (内線262、264)